

「指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームそえだ」
入所契約書(三者契約)

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (施設サービス計画の決定・変更)

第3条 (費用)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第4条 (サービス利用料金の支払い)

第5条 (身体的拘束その他の行動制限)

第三章 事業者の義務等

第6条 (事業者及びサービス従事者の義務)

第7条 (守秘義務等)

第四章 契約者の義務

第8条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第9条 (損害賠償責任)

第10条 (損害賠償がなされない場合)

第11条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第六章 契約の終了

第12条 (契約の終了事由)

第13条 (契約者からの中途解約等)

第14条 (契約者からの契約解除)

第15条 (事業者からの契約解除)

第16条 (契約の終了に伴う援助)

第17条 (契約者の入院に係る取り扱い)

第18条 (居室の明け渡し)

第19条 (残置物の引取等)

第20条 (一時外泊)

第七章 その他

第21条 (苦情処理)

第22条 (協議事項)

（以下「契約者」という。）と、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームそえだ（以下「事業者」という。）は、契約者が事業所における居室及び共用施設等を利用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する施設サービス計画の内容（ケアプランを含む）は、別紙「(サービス利用書)」に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第12条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。
 - 一 契約者の心身の状況等の変化により、当該施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - 二 契約者が施設サービス計画の変更を希望する場合
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（費用）

- 1 事業者が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 契約者はサービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、契約者の同意を得ます。
- 4 事業者は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに契約者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
- 6 食費及び居住費の標準自己負担額について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することがきるものとします。
- 7 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第4条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、または2割、3割）を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 2 介護保険給付対象外サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食費及び居住費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第5条（身体的拘束その他の行動制限）

- 1 事業者は、契約者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しません。
- 2 事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、契約者の後見人又は契約者の家族（契約者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、契約者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
 - 一 契約者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく契約者の後見人又は契約者の家族（契約者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

第三章 事業者の義務等

第6条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第7条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第8条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシーなどの保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当な代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況などにより特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第9条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 2 前項の場合において、契約者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができるものとします。

第10条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- 四 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第 1 1 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 1 2 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定において非該当又は要支援となった場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 13 条から第 15 条に基づき本契約が解約又は解除させた場合

第 1 3 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は第 3 条第 7 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 4 条第 4 項の規定は、本条に準用されます。

第 1 4 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 7 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第15条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第4条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 四 契約者が連続して3ヶ月を超えて医療施設に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第16条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者が事業所を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第17条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が医療施設に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入所できるものとします。
- 2 契約者が医療施設に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）と居住費の負担額を事業者に支払うものとします。但し、6日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。但し、3ヶ月以内に退院し再び事業所に戻る意志がある場合は、居住費の負担額を支払うものとします。

第18条（居室の明け渡し）

- 1 契約者は、第12条第2項から第6項により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第8条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第16条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の支払義務を負いません。
- 4 第1項の場合に1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第4条第5項を準用します。

第19条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引取に必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者から預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第20条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の事前に事業者へ届け出るものとします。
- 2 契約者は、前項に定める外泊期間中において、6 日間は別に定める料金体系に基づく所定のサービス利用料金から介護保険給付金を差し引いた差額分（自己負担分）と居住費を事業者へ支払うものとし、7 日目以降は居住費自己負担分のみの支払となります。

第7章 その他

第21条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け入れる窓口を設置して適切に対応するものとします。
- 2 事業者は、契約者及びその後見人、契約者の家族又は契約者の身元引受人が苦情申立等を行ったことを理由として契約者に対し不利益な取り扱いをすることはできません。

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和

年

月

日

事業者

住所

福岡県田川郡添田町大字添田1148の3

事業者名

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム そえだ

代表者氏名

施設長 井上 和久

印

契約者

住所

氏名

印

(上記署名代理人) 住所

氏名

印

本人との続柄（

署名を代行した理由 (

残置物引取人

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

III

本人との続柄（

連帯保証の極度額：50万円